

○滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援貸与要綱細則

令和8年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この細則は、滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金貸与要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、応援資金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 応援資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事の指定する期日までに、滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金貸与申請書（別記様式第1号）に申請者の住民票記載事項証明書およびその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、1人の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 連帯保証人は、応援資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

4 貸与生または貸与生であった者は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の決定)

第4条 知事は、第2条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、応援資金を貸与することが適当であると認めるときは貸与を決定し、その旨を滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金貸与決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

(借用証書の提出等)

第5条 貸与生は、前条の規定により応援資金の貸与の決定を受けたときは、知事の指定する期日までに、借用証書（別記様式第3号。以下「借用証書」という。）および誓約書（別記様式第4号）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、貸与生が前項の規定による借用証書および誓約書を提出しないときは、前条の規定による貸与の決定を取り消すことができる。

(貸与の方法)

第6条 知事は、前条第1項の規定により借用証書および誓約書を提出した者に対し、同条の借用証書に係る応援資金を知事の指定する日に交付するものとする。

(届出)

第7条 貸与生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金異動届（別記様式第5号。以下「異動届」という。）に当該各号（第3号から第5号までを除く。）のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所を変更したとき。
- (2) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3) 休学、復学または退学したとき。
- (4) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (5) 卒業したとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。
- (7) 新たに連帯保証人を立てたとき。

2 貸与生であった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに異動届に当該各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に届け出なければならない。

- (1) 前項第1号、第6号または第7号に該当するとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに当該養成施設卒業に係る免許を取得したとき。
- (3) 業務に従事する施設または職種を変更したとき。
- (4) 医療機関等において業務に従事しなくなったとき。

3 要綱第8条第2号または第3号の規定により応援資金の返還の債務の履行の猶予（以下「応援資金返還猶予」という。）を受けている者は、毎年度、知事の指定する期日までに、現況届（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

4 連帯保証人は、貸与生または貸与生であった者が死亡したときは、速やかに滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金死亡届（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(貸与の辞退)

第8条 貸与生は、授業料資金の貸与を辞退しようとするときは、滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金貸与辞退届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(契約の解除等)

第9条 知事は、要綱第5条または第6条の規定により応援資金の貸与の契約を解除し、または貸与を停止したときは、滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金貸与契約解除（授業料資金貸与停止）通知書（別記様式第9号）により貸与生および連帯保証人に通知する。

(返還)

第10条 知事は、要綱第7条の規定により応援資金を返還しなければならない者または連帯保証人が、正当な理由なく応援資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、第5

条第1項の規定により提出された借用証書に記載された返還の方法および期間にかかわらず、これらの者に対して、直ちに応援資金の返還の債務の全部を一括して履行するよう請求することができる。

- 2 第5条第1項の規定により借用証書を提出した者が返還の方法を変更しようとするときは、滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金返還方法変更願（別記様式第10号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- 3 応援資金の返還および要綱第10条による延滞利子の納付は、知事の発行する納入通知書によるものとする。
- 4 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、貸与生であった者および連帯保証人の全てに対しても、その効力を生ずる。

#### （返還猶予の申請）

第11条 要綱第8条の規定により応援資金の返還の債務の履行の猶予（以下「応援資金返還猶予」という。）を受けようとする者は、滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金返還猶予申請書（別記様式第11号）に同条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 要綱第8条第5号の規定による求職の届出は、第7条第2項に規定する異動届に求職する旨を記載し、要綱第8条第5号に該当する事実を証明する書類を添えて行わなければならない。

#### （返還猶予の決定）

第12条 知事は、応援資金返還猶予を決定したときは滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金返還猶予決定通知書（別記様式第12号）により、返還の猶予をしない旨の決定をしたときは滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金返還猶予不承認通知書（別記様式第13号）により前条第1項の申請者に通知する。

#### （返還猶予の期間）

第13条 要綱第8条第6号（疾病または負傷により業務に従事できないと知事が認める場合に限る。）の規定により応援資金返還猶予をする期間は、通算して5年を超えないものとする。

#### （返還免除の申請）

第14条 要綱第9条の規定により、応援資金の返還の免除を受けようとする者は、滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金返還免除申請書（別記様式第14号）に、同条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

#### （業務に従事した期間の算定）

第15条 要綱第9条各号の業務に従事した期間の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 業務に従事した期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの月数に

よるものとする。ただし、これらの月において業務に従事した日数が15日未満であるときは、これらの月は業務に従事した期間に算入しない。

(2) 1週間当たりの業務に従事した時間が30時間以上（生計を一にする小学校就学の始期に達するまでの子のある者にあつては、20時間以上）であること。

(返還免除の決定)

第16条 知事は、応援資金返還の免除を決定したときは滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金返還免除決定通知書（別記様式第15号）により、返還の免除をしない旨の決定をしたときは滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金返還免除不承認通知書（別記様式第16号）により前条の申請者および連帯保証人に通知する。

(学業成績書等の提出)

第17条 知事は、応援資金の貸与について必要があると認めた場合は、貸与生に対し学業成績書および健康診断書等の提出を求めることがある。

(電子情報処理組織による申請等)

第18条 申請者、貸与生または貸与生であった者は、第2条の規定に基づく貸与の申請、第7条の規定に基づく届出、第12条の規定に基づく返還猶予の申請または第14条の規定に基づく返還免除の申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この細則は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度以降の年度が応援資金の初年度となる者に適用する。